

大阪府青少年健全育成条例関係啓発事業

	事業名	実施内容
1	ターゲティング広告（性犯罪、闇バイト等）	性犯罪、闇バイトを誘発するおそれのある書き込みや検索に対して、当該者のSNSの画面上に注意喚起のメッセージを表示（府警連携）
2	夜間立入制限施設への立入調査	カラオケ店、ネットカフェ、ボーリング場等への立入調査（府警本部、教育庁合同実施）
3	有害役務営業（JKビジネス）の立入調査	風俗営業等への立入調査（府警本部、合同実施）
4	府警本部主催、カラオケ協会主催セミナー講師	大阪府青少年健全育成条例の啓発
5	フィルタリング実施状況調査	携帯電話会社にフィルタリングの実施状況の確認
6	携帯ショップへの立入調査	性犯罪、闇バイトを誘発するおそれのある書き込みや検索に対して、当該者のSNSの画面上に注意喚起のメッセージを表示（府警連携）
7	大阪の子どもを守るネット対策事業実行員会の開催	インターネットに関する関係機関において、青少年のインターネットの利用状況や課題を共有し、ネットリテラシーの向上やそれに向けた取組み等について協議
8	SNS安全教室	小学生に対し、携帯の使い方やインターネットの注意事項の説明等
9	OSAKAスマホアンケート	小中高生に対し、携帯電話やインターネットの利用状況についてアンケートを実施
10	ネットプロジェクトの開催	中高生のネットリテラシー向上のためのワークショップを開催 （府警本部、教育庁、消費生活センター、携帯会社、PTA等参加）
11	リーフレット・チラシ配布	インターネットに関する注意喚起等のリーフレットの作成（新中学1年生や子供・若者育成支援推進強調月間等にリーフレットの配布）
12	子ども青少年課 Twitter 配信	大阪府青少年健全育成条例の啓発
13	ホームページの掲載	大阪府青少年健全育成条例の啓発